

扶養理由書

※子の出生による申請の場合、* 項目の記入は不要です。

I. 被扶養者になりたい方について

氏名			続柄	子は「長男」「次女」等と記入
年齢	歳	被保険者と同居・別居	別居の場合、以下のいずれかに○ 単身赴任・就学・自己都合・その他	
* 職業(注1)		* 配偶者	有・無	無の場合、以下のいずれかに○ 未婚・離別・死別

注1: パート、無職、年金受給者、大学1年生等、具体的に記入。高校生以上の学生は学生証(写)を添付

II. 被保険者について ※ 状況により住民票・配偶者の収入書類を添付。詳しくは記入例を参照

①被保険者に配偶者は (配偶者を申請する場合は記入不要)	有 (配偶者の年収 円) ・ 無
②被保険者の年収(注2)	円

注2: 子を扶養とする場合、夫婦で収入の多い方の扶養にいます

III. 申請理由(該当の番号に○)

1 被保険者の資格取得に伴うもの(入社、雇用形態変更、再雇用、任意継続)
2 婚姻 ※婚姻日の確認できる書類を添付(婚姻届受理証明書の写し・戸籍謄本等)
3 被扶養者になりたい方の退職 (退職日: H . . .)
4 被扶養者になりたい方の雇用契約・収入状況の変化
5 出生
6 その他()

* IV. 被扶養者になりたい方の収入

収入内訳	収入有無 (どちらかに○)	今後1年間の 収入見込(注3)
①給与収入(収入有の場合、以下も記入) 勤務先名: _____ Tel: _____ ※収入は、通勤費込、税引き前金額を記入	給料 有・無 賞与 有・無	円 円
②給与以外の収入(年金を除く。該当の番号に○) 1 不動産 2 利子・配当等 3 自営業 4 その他()	有・無	円
③受給している年金(該当の番号に○) 1 老齢 2 障がい 3 遺族 4 各共済 5 労災 6 基金等その他	有・無	円
④保険給付(該当の番号に○) 終了予定日 H . . . 1 傷病手当金 2 出産手当金	有・無	円
年収合計額(注4) ※収入を証明する書類を添付。詳しくは記入例を参照		円

注3: 収入がない場合でも必ず0円と記入のこと

注4: 年収合計額がIIの②で記入の金額の1/2未満でないことと被扶養者の認定はできません

記入例に記載の添付書類を確認いただき、添付書類と一緒に提出ください

* V. 雇用保険受給状況(被扶養者になりたい方が昨年以降に退職した場合、該当に○)

1 受給しない	2 受給延長 (いづれかに○ : 出産・傷病・その他)
3 受給終了	4 受給する (いづれかに○ : 受給予定・基準額内で受給)
5 受給権無し	※雇用保険関係書類(写)を添付。詳しくは記入例を参照

※ 雇用保険(失業等給付)受給中は、以下の基準額内の場合に限り扶養認定対象とします

60歳未満の方→日額3,612円未満 60歳以上または障がい者の方→日額5,000円未満

* VI. 今まで加入していた健康保険

保険の種類 (該当の番号に○)	1 国保 2 協会けんぽ 3 共済組合 4 組合健保 5 無保険 6 その他()
資格区分 (該当の番号に○)	1 被保険者 2 被扶養者 → 2に該当かつ被保険者の資格取得に伴う申請以外 の場合下の項目も記入の上、資格喪失証明書を添付
(扶養にしていた被保険者の氏名・続柄・資格喪失の理由:)	
資格喪失日 (注5)	H . . . 任意継続 (注6) していた・していない ※任意継続をしていた場合、 資格喪失証明書を添付

注5: 国保に加入していた場合は空欄で可。セディナ健保加入後、国保の資格喪失手続きを行ってください

注6: 任意継続とは、前の勤務先の健康保険に退職後も継続して加入する制度です

VII. 被扶養者になりたい方と別居(単身赴任(注7)・子の就学以外)の場合に記入

①被扶養者になりたい方との同居者 (家族に限る)	有 (その方の月収 円) ・ 無 ※住民票及び同居者の 収入書類を添付
②被保険者からの仕送り(手渡し不可)	有 (仕送り月額 円) ・ 無 ※直近3か月分の 送金証明を添付

注7: 単身赴任とは、被保険者が既婚者で、会社都合の転勤による子・配偶者との別居を指します

離婚により子供と別居している、会社都合の転勤により親と別居している等の場合は単身赴任とはなりません

【被扶養者認定における注意点】

- 被扶養者となる方の年収見込額が、被保険者の年収の1/2未満かつ、130万円未満(60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満)であること
- 被保険者の収入によって最低50%以上の生計を維持されていること
- 別居の場合は毎月、別世帯被扶養者の収入を上回る仕送り(送金)を行っていること

セディナ健康保険組合御中	平成 年 月 日
<ul style="list-style-type: none"> 上記の申告に相違があった場合、被扶養者認定日に遡ってその資格を削除しても構いません その際、医療費等の保険給付を受けていた場合は、全額返納します 被扶養者が認定基準を上回る収入となった場合・失業給付を受ける際、給付日額が基準を超える場合・扶養義務がなくなった場合は速やかに扶養削除手続きをいたします 事由発生日から1か月を経過して申請書類が健保に届いた場合、健保受理日での認定を了承します 	
以上、【被扶養者認定における注意点】及び上記事項を確認いたしましたので申請します	
被保険者氏名	日中の連絡先
_____ 印	_____ - _____
※印鑑は事務認印可	